

I 指針策定の背景等

- (1) これまでの取組み
 - 平成9年「余裕教室活用の基本的な考え方」策定
- (2) 学校施設を取り巻く状況の変化
 - 学校教育に求められるものの変化
 - 放課後の子ども居場所確保・地域で子どもを育てる体制づくり
 - 千葉市のまちづくりの方向性・公共施設としての経営方針
- (3) これからの学校施設のイメージ
 - 地域社会の拠点となる公共施設
 - 限られた施設総量のなかで最大限の有効活用の必要性

II 現状と課題

- (1) 学校施設をめぐる現状
 - 児童生徒数・学級数の動向 (令和元年5月1現在・特別支援学級除く)

小学校	H10	H15	H20	H25	H30	R1
児童数	46,807	48,252	52,229	50,352	47,493	46,813
学級数	1,518	1,550	1,715	1,691	1,641	1,621
中学校	H10	H15	H20	H25	H30	R1
生徒数	25,390	22,042	22,389	24,192	22,991	22,718
学級数	719	629	666	716	673	672

 - 平成20年度のピーク時からの減少傾向が継続
 - 余裕教室数の動向

余裕教室数	H10	H15	H20	H25	H30	R1
小学校	886	893	839	620	556	556
中学校	349	382	393	304	302	300

 - 約20年間で小学校約330教室・中学校で約50教室減少
- (2) 施設のさらなる有効活用に向けた課題
 - ① 管理責任のあり方
 - 組織単位での管理運営体制構築の難しさ
 - ② 学校教職員の意識
 - セキュリティへの不安・職員負担の増加
 - ③ 施設の余裕部分の解積
 - 教室単位での活用検討・施設における「余裕」の捉え方
 - ④ 活用ニーズとのマッチング
 - ニーズの把握と実施に向けた調整

III 活用推進に向けた基本的な考え方

- ≪基本理念≫
 子どもの学びの場としての視点を中心に据え、学校内での活動を子どもへ還元できる施設活用を目指す
- (1) 指針の対象とする範囲
 - 主として校舎内空間を対象とし施設の高機能化を目指す
 - 校庭等については、他の個別の規定や事業により運用
 - (2) ゆとりある良好な教育環境の確保
 - 本来の目的となる学校教育による活動を着実に実施していくための教室等の空間を確保
 - 学びのスタイルの変化や個々の児童生徒へきめ細やかに対応できる環境づくりに配慮した校舎利用を想定
 - (3) 地域社会における学校施設の有効活用
 - 社会教育等の地域活動に向けて余裕教室等を積極的に活用する視点への転換
(子どもルーム、放課後子ども教室、一時的または定期活用による地域活動等)
 - 市民ニーズの把握 (アンケート等)

IV 学校教育のための施設活用

- (1) 学校教育活動の方向性の把握
 - 文部科学省や教育委員会の各種施策の動向把握
 - 活用検討に向けた教育委員会関係課への意見聴取
- (2) 個別の学校運営のためのニーズ把握
 - 特色ある教育活動のための施設活用意向の尊重
- (3) 活用検討に向けた総合的な調整の実施
 - 全庁的な検討に向けた検討フローの実施

V 取組みの方向性

方向性1 持続可能な管理運営体制の構築

- (1) 施設活用に関する適切なルールづくり
 - 管理運営主体の確保
 - 管理領域の明確化
 - 費用負担の考え方の共有
 - 管理責任の明確化
- (2) 学校教職員の負担軽減
 - 教職員の関与を最低限に留める

方向性2 子どもと地域住民双方にメリットとなる活用

- (1) 学校教育活動の最優先
 - 学校教育への支障発生の防止徹底
- (2) 子どもを育てる機会としての着想
 - 学校教育外の活動のなかで子どもを育てる視点の模索

方向性3 柔軟な施設活用

- (1) シェアリングの発想
 - 施設の稼働状況の把握
 - 時間的余裕での検討 (タイムシェアリング)
- (2) 余裕空間の柔軟な捉え方
 - 「教室」単位での固定的な概念からの転換
 - 空間としての余裕を検討

方向性4 学校教職員への理解促進

- (1) 活用推進機運の醸成
 - 子どもを育てる機会の一つとして施設活用を推進していく機運醸成
- (2) 最適な学校判断に向けた情報提供
 - 実情に応じて学校ごとに創意工夫が図られることを目的とした論点の整理